

インタフェース仕様書サービス事業所編修正履歴

(内容現在 平成26年4月30日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	28-3	ページ番号 28-3 ※6 法第三十一条が適用される 場合、「市町村が定める額」もしくは 「1割相当額」のうち小さい額を 設定する。	1	28-3	ページ番号 28-3 ※6 法第三十一条に基づき、「1 割相当額」よりも低い額を市町村 が設定した場合は、「市町村が定 める額」を設定する。	1
2	126-3	ページ番号 126-3 ※5 法第二十一条の五の十一、 または法第二十四条の五が適用 される場合、「都道府県等が定め る額」もしくは「1割相当額」のうち 小さい額を設定する。	1	126-3	ページ番号 126-3 ※5 【サービス提供年月が平成 26年10月以降の場合】 (1)児童発達支援、医療型児童 発達支援、または保育所等訪問 支援の場合 ①多子軽減対象(多子軽減対象 区分が第2子軽減対象児童)であ る場合 「総費用額×5/100(小数点以下 切捨)」を設定する。 なお、法第二十一条の五の十一 に基づき、「総費用額×5/100 (小数点以下切捨)」よりも低い額 を市町村が設定した場合は、「市 町村が定める額」を設定する。 ②多子軽減対象(多子軽減対象 区分が第3子以降軽減対象児童) である場合 「0」を設定する。 ③多子軽減対象でない場合 法第二十一条の五の十一に基づ き、「1割相当額」よりも低い額を 市町村が設定した場合は、「市町 村が定める額」を設定する。 (2)(1)以外の場合 法第二十一条の五の十一、また は法第二十四条の五に基づき、 「1割相当額」よりも低い額を都道 府県等が設定した場合は、「都道 府県等が定める額」を設定する。 【サービス提供年月が平成24年4 月以降、平成26年9月以前の場 合】 法第二十一条の五の十一、また は法第二十四条の五に基づき、 「1割相当額」よりも低い額を都道 府県等が設定した場合は、「都道 府県等が定める額」を設定する。	1